

大人の風しん予防接種費用の一部を助成します

聖籠町では、関東圏で風しんが流行したことを受け、大人を対象とする「風しん予防接種費用助成事業」を平成25年度に実施しました。その後、感染の拡大はある程度おさまりましたが、引き続き感染を防止するため、今年度も風しん予防接種費用の助成を行います。

風しんに免疫のない女性が妊娠初期に感染すると、難聴や先天性心疾患、白内障などを主症状とする先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんにかかったことがなく、予防接種を受けたことがない方はこの機会に接種をしましょう。



○風しん（三日ばしか）とは

風しんウイルスによっておこる発疹性感染症で、飛沫（唾液のしぶき）などによって他の人にうつります。

主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れが認められます。潜伏期間は2～3週間で、発疹のでる2～3日前から発疹がでた後の5日くらいまで感染力があると考えられています。効果的な予防策は予防接種（ワクチン接種）です。

また、一度風しんに感染すると、大部分の人は生涯風しんに感染することはありません。

■対象者

- ①妊娠を予定または希望する女性
- ②①の夫や同居家族など
- ③妊婦の夫や同居家族など

※原則、風しんに感染したことがなく予防接種歴が1回以下の方に限ります。

※妊娠中の方は接種できません。

■対象ワクチン

- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン
- ・風しん単独ワクチン

■助成額

接種費用の2／3を助成（100円未満の端数切り捨て）

■申請方法

医療機関で接種を受けた後、6か月以内に保健福祉課（保健福祉センター）で申請してください。

■申請に必要なもの

- ①医療機関が発行した領収書
- ②接種が確認できるもの（明細書、接種証明書など）
- ③振込先口座がわかるもの（通帳など）
- ④妊婦の母子手帳（妊婦の夫・同居家族の場合）
- ⑤風しん抗体検査結果証明書（県の抗体検査を受けた場合）

■その他

予防接種歴が不明な方は保健福祉課で把握している場合がありますので、下記問合せ先までお問い合わせください。